

利用可能な支援制度（労働者）

※支援内容や利用条件などの詳細は、リンク先をご参照頂くか、申請窓口にお問い合わせください

医療費	申請窓口	支援対象者	支援内容	リンク先	URL
高額療養費制度	公的医療保険の担当窓口	公的医療保険の被保険者・被扶養者	同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた場合に、超過分が後で払い戻される制度。自己負担限度額は被保険者の年齢・所得状況により設定されている。診療月から払い戻しまでは通常、3か月以上かかる。	厚生労働省HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html
限度額摘要認定証		公的医療保険の被保険者・被扶養者で70歳未満の者	事前に発行された本認定証を医療機関等に提示することで、高額療養費制度を利用する場合に、1か月間の窓口での支払いが自己負担限度額以内に抑えられる。		http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000158088.pdf
高額療養費貸付制度		公的医療保険の被保険者・被扶養者	同一月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、当座の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込額の8割相当の貸付を無利子で受けられる。	全国保健協会（協会けんぽ）	https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat320/sb3170/sbb31716/1944-2531
高額医療・高額介護合算療養費制度		公的医療保険の被保険者・被扶養者で1年間に医療保険・介護保険の両方で自己負担があった者	医療保険・介護保険の自己負担額の合算が基準額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けられる。	厚生労働省HP	http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0724-1b.pdf
確定申告による医療費控除	所轄税務署の担当窓口	確定申告を行った納税者	同一年に自身または配偶者・その他親族のために支払った医療費のうち、一定金額分の所得控除を受けられる。	国税庁HP	https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm
難病（小児慢性特定疾病）の患者に対する医療費助成制度	地方公共団体の担当窓口	国が指定した難病（小児慢性特定疾患）の患者のうち一定の基準を満たす者	自己負担割合を軽減し、また同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた医療費の助成を受けられる。	小児慢性特定疾病情報センターHP	http://www.shouman.jp/assist/#new
肝炎患者（B型・C型）に対する医療費助成制度	居住する都道府県の担当窓口	B型・C型ウイルス性肝炎患者	自己負担割合を軽減し、また同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた医療費の助成を受けられる。		http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/080328_josei.html
自立支援医療制度	居住する市区町村の担当窓口	身体に障害を有する者（18歳以上）の場合は、身体障害者手帳が必要）・精神疾患のために継続的な通院による医療を必要とする者。	心身の障害を軽減するための医療について、自立支援医療受給者証を指定自立支援医療機関に提示することにより、所得等に応じて、自己負担額の軽減措置が受けられる。	厚生労働省HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/jiritsu/index.html

生活支援	申請窓口	支援対象者	支援内容		URL
傷病手当金	協会けんぽ、健康保険組合担当窓口	協会けんぽ、健康保険組合の被保険者で、傷病のために会社を休み、事業主から十分な報酬を得られない者（ただし任意継続の被保険者は対象外）	以下の4件すべてに該当した場合に、最長1年6か月の間、1日当たり被保険者の標準報酬日額の3分の2相当額の支払いを受けられる。 （1）業務外の事由による傷病の療養のための休業である。 （2）就業が不可能である。 （3）連続する3日間を含み4日以上就業できなかった。 （4）休業期間について給与の支払いがない （支払額が傷病手当の額より少ない場合は差額の支給を受けられる。）。	全国保健協会（協会けんぽ） ※会社に健康保険組合がある場合は各健康保険組合のHPを参照	https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3040/r139
生活福祉資金貸付制度	居住する市区町村の社会福祉協議会	（1）必要な資金他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）。（低所得者世帯） （2）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者の属する世帯。（障害者世帯） （3）65歳以上の高齢者の属する世帯。（高齢者世帯）	無利子または低金利で、生活再建に必要な生活費等の貸付を受けられる。	厚生労働省HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html
介護保険制度	住所のある市区町村の介護保険担当窓口	要介護認定を受けた者	要介護認定等を受けた者の必要に応じて、原則1割または2割の自己負担により、介護サービスを受けることができる。		http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html

生活支援	申請窓口	支援対象者	支援内容		URL
障害基礎年金	年金事務所	国民年金法施行令別表の障害等級表1級または2級に該当する者	認定された障害の等級に応じて、一定額の年金を受給できる。	日本年金機構HP	http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html
障害厚生年金		国民年金法施行令別表の障害等級表1級または2級、厚生年金法施行令別表第1の3級のいずれかに該当する者で、厚生年金の被保険者である期間に、障害の原因となった傷病の初診日がある者	認定された障害の等級に応じて、一定額の年金を受給できる。		
障害手当金		厚生年金の被保険者である期間に、障害の原因となった傷病の初診日があり、認定された障害の等級が障害厚生年金の受給対象外である者	傷病が治った（障害が固定した）場合で、労働について何らかの制限のある場合に、一時金を受給できる。		
身体障害者手帳	居住する市区町村の障害福祉担当窓口	身体障害者福祉法別表に定める障害の状態にあると認められた者	各自治体が認定基準に該当すると認めた場合に、手帳が交付される。手帳が交付されると、障害の程度に応じて障害福祉サービス等が受けられるほか、公共料金、交通機関の旅客運賃、公共施設の利用料金の割引、各種税の減免等のサービスを受けることができる。	厚生労働省HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/shougaisahatechou/
精神障害者保健福祉手帳		精神保健福祉法施行令に定める1級～3級の精神障害の状態にあると認められた者	各自治体が認定基準に該当すると認めた場合に、手帳が交付される。手帳が交付されると、公共施設の利用料金の割引等のサービスを受けることができる。	みんなのメンタルヘルス総合サイト	http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/3_06notebook.html
障害福祉サービス		身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病等対象者	障害支援区分等に応じて、介護や訓練等の支援を受けられる。費用の自己負担は世帯の負担能力に応じた額となる。	厚生労働省HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/index.html

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの内容に一部追加して引用